

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年5月29日号外法律第48号)第4条の規定に基づき採用する任期付職員(以下「4条任期付職員」という。)()について、現在昇給の対象外としているが、令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」を踏まえた総務省通知の趣旨に鑑みて、4条任期付職員を常勤職員と同様に昇給の対象とする必要があるため、条例を一部改正する。

4条任期付職員について

(1) 採用することができる場合

一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合

一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合

上記、の業務に任期の定めのない職員を充てることにより、当該業務以外の業務に従事させる必要がある場合

(2) 任期

3年を超えない範囲内(特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合は5年)

2 改正内容

4条任期付職員について昇給の適用除外としている第6条の規定を改正するほか、規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

公布の日

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第 6 条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)</p> <p>第 6 条第 2 項の規定は、第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第 7 条 第 2 条及び第 3 条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第 6 条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)</p> <p>第 6 条第 2 項から第 7 項までの規定は、第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。))で定める職員を除く。)には適用しない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第 7 条 第 2 条及び第 3 条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>